

# 集落の農地・農業を守るため

## “地域計画”の策定に取り組みましょう

規模拡大してまだまだ農業をがんばりたい！

いつかは自分の農地を子どもに任せたい

経営規模を縮小するから、耕作しないところはあの人に頼みたい



農業やめた後の農地を誰に頼んでいいかわからない

自分が耕作する農地は近くにまとめたいなあ

みなさんは今後のご自分の農地・農業に対して、どのようにお考えですか？

### “地域計画”ってなあに？

地域計画とは、集落や地域の話し合いを基に、地域の農地一筆ごとに「10年後誰が耕作するか」等を見てわかるように示した「目標地図」や、今後の地域農業の在り方や目標等を明文化し、まとめたものです（完成した「地域計画」は市が公告します）。

### なぜ“地域計画”が必要なの？

農業者の減少等により、地域の農地が適切に利用されなくなることが、これまで以上に懸念されています。そのため、国においては、皆さんが守り続けてきた農地を次世代に着実に引き継ぎ、少しでも農地が利用されやすくなるよう、農地の集積・集約化を加速化させるため、この地域計画の作成を進めています。

地域計画の作成は、農業・農地の課題を地域ぐるみで解決できるよう話し合いを重ね、その方法を見つけていく点でも重要な取組となっています。

### 「実質化された人・農地プラン」との違いは何？

「実質化された人・農地プラン」は、5～10年後の地域農業における中心経営体や地域農業の在り方を示すため策定が進められてきましたが、農地集積に向けた取り組みを確実化・加速化させるため、令和4年度の法改正により「地域計画」へと変更されました。

地域計画は「実質化された人・農地プラン」が法定化した取組であり、さらに、農地利用の在り方をより具体的に示した計画となります。

機構集積協力金の採択にも地域計画が必要になるんだね



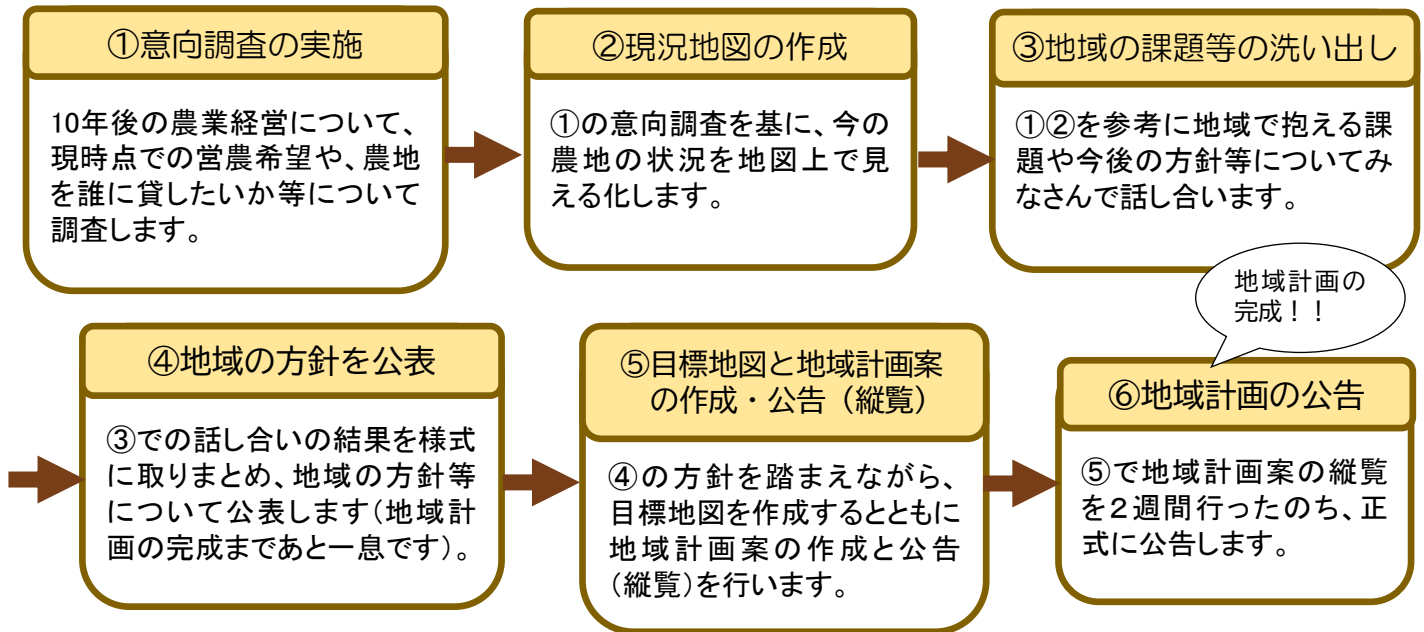
#### 【ポイント】

★国により、令和7年3月末までに市内の全ての農業地区で地域計画を策定することが求められています。

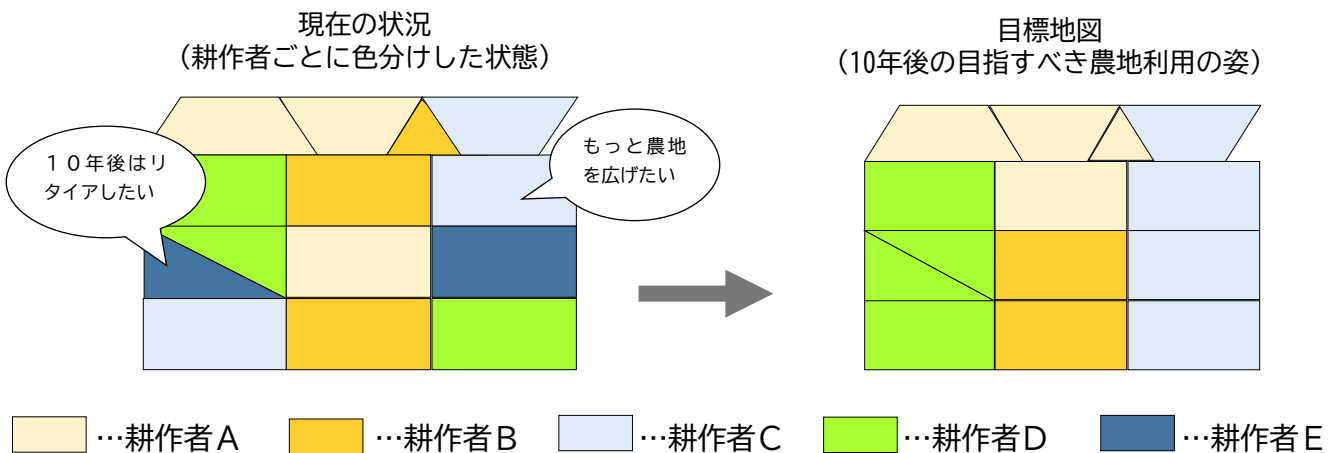
★現在、国等の補助金（農業機械や施設の購入補助、新規就農者への補助等）を活用するには、「地域計画」を策定することが採択要件の1つとなっています。

## 地域計画策定までの流れ

地域計画の主役は農業者のみなさんです。地域・集落での話し合いを基に、市や農業委員会が現況地図や目標地図の作成、計画のとりまとめ等を行います。



## 目標地図のイメージ



地域計画策定後は、農地バンクが目標地図の実現に向けて農地利用集積等促進計画を定め、目標地図に位置付けられた方に農地の集約化等を実施します。  
※法改正により利用権設定での農地の貸借はできなくなります。



万一受け手がみつからない農地があれば、随時受け手を探索します。(地域をあげて受け皿となる経営体を確保し、農地バンクを経由して貸し付ける取組を行う地域に協力金が交付される事業が今後新たに設けられる予定です。)

地域計画は、「完成したら終わり」ではなく、これを実現していくことが次の目標となります。  
担い手や経営面積等について変更があれば随時更新していきましょう。